

資格喪失後の保険証の返却について

加入者の皆様が保険証を使用できるのは、**資格喪失日の前日**までです。

退職等により、無効となった保険証の速やかな回収・返却ならびに加入者の皆様への保険証の有効期限の周知にご協力をお願いいたします。なお、任意継続被保険者に加入する場合も、従前の保険証は返却いただくこととなります。

保険証が使用できなくなる日(資格喪失日)

●被保険者(お勤めされている方)

- ・退職日の翌日
- ・後期高齢者医療制度に加入した日(75歳の誕生日など)
- ・死亡した日の翌日

●被扶養者(ご家族の方)

- ・被保険者が資格喪失した日
- ・就職や収入の増加により被扶養者の要件に該当しなくなった日
- ・後期高齢者医療制度に加入した日(75歳の誕生日など)
- ・死亡した日の翌日



※保険証は資格喪失(退職等)した場合に、日本年金機構にお届けいただく「資格喪失届」や「被扶養者異動届」等に添付してください。

保険証が届くまでの間に、医療機関を受診したいとき

～健康保険被保険者資格証明書～

「会社に就職した」、「従業員の扶養に入る」など新たに協会けんぽの加入者になる方の保険証は、事業主様の届出に基づき、日本年金機構で加入の決定がされてから、2営業日後に協会けんぽより発送いたします。保険証が届くまでの間に、医療機関を受診する場合は事業主様または被保険者(加入者ご本人)様の申請により日本年金機構(年金事務所)の窓口で「健康保険被保険者資格証明書」の交付を受けることができます。

事業主様が作成した「資格証明書」や「資格取得連絡票」などは、医療機関の窓口で保険証のかわりとして使うことはできません。医療機関を受診する際は、「保険証」または日本年金機構(年金事務所)の交付する「健康保険被保険者資格証明書」をご提示ください。

「健康保険被保険者資格証明書」の手続きについては、事業所を管轄する年金事務所へお問い合わせください。